

## 仕 様 書

- 1 件名 令和7年度沖縄県議会会議録（定例会・臨時会）印刷請負契約
- 2 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- 3 納入期限 最終校正原稿送付後8日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。ただし、これによりがたい場合は、別途指示する。
- 4 納品場所 沖縄県議会事務局議事課（県議会棟2階）
- 5 会議録年間印刷予定ページ 2,200 ページ。
  - (1) 表紙、見返し、合紙、奥付は上記ページ数には含まない。
  - (2) 前年の会議録印刷実績を参考に印刷ページを設定しており、臨時会の開催は未定である。会議の状況及び臨時会の開催によって印刷ページは変動する。
- 6 沖縄県議会会議録の種類及び発行時期
  - (1) 定例会 年4回（2月、6月、9月、11月議会）発行。発行時期は、次回定例会開会日の1週間前を目途とする。
  - (2) 臨時会及び全員協議会 不定期開催のため、議事課が指定する日に適宜発行する。
- 7 契約により納入する成果品

### (1) 印刷物

品名	単位	数量	規格	紙質	インク	印刷区分	印刷	製本方法
沖縄県議会 会議録 (印刷物)	部	70	A4 冊子	<u>(表紙)</u> MLファイバー 160 kg 定例会：アオ 臨時会：ミドリ <u>(見返し)</u> 上質 86.5 kg <u>(本文紙)</u> 書籍用紙 淡クリーム 36.5 kg <u>(合紙)</u> 色上質 薄口 アサギ、黄色	黒	両面 ※表紙、 合紙、奥 付等除く	オフセッ ト及び写 植 ※本文の 文字サイ ズは、10 ポイント	穴無し・ 無線綴じ ※3部は 2穴穿孔 (見本参 照)

※見本となる会議録は、県議会（議事課）で閲覧が可能。

## (2) P D F データ

品名	規格	作成数	内容	解像度
沖縄県議会 会議録 (電子版)	P D F 形 式 フ ァ イ ル	1 会期 (定例 会 又 は 臨 時 会) に つ き 1 フ ァ イ ル ※CD-R にフ ァ イ ルを格納の上、 納品すること。	上記 7 (1) 沖縄県議会会議録 (印刷 物) と同じ内容の規格をファイルに 変換したもの。 当該ファイルを本県議会ホーム ページで公開するため、ウェブ表示 用に最適化し、可能な限りデータを 軽量化すること。	沖縄県議会会議録 (印刷物) と同程 度の解像度とする こと。

## 8 入稿

- (1) 入稿日：会議の開催日ごとに原稿を作成し、県議会（定例会・臨時会）閉会后、原稿が準備できたものから順次契約業者宛て分割送付する。原則として電子データを送付する（P D F、W o r d等）。
- (2) 入稿方法：容量が大きいため、送付の方法は、電子メール含め別途調整するものとする。

## 9 校正

- (1) 校正だし：受注業者は、見本を参考に P D F 形式ファイルの校正用原稿を作成の上、議事課担当者宛て送付する。なお、送付された P D F ファイルの解像度が低い場合は、紙原稿の提出を指示することがある。
- (2) 校正戻し：議事課で修正を含む校正を行い、修正が必要な箇所をメール等で指示する。なお、校正段階で原稿の追加、削除又は差替えが生じる場合がある。
- (3) 校了日：定例会においては、次定例会開会日の 2 週間前を目途とするが、作業の進捗に合わせて随時調整して決定する。また、臨時会については不定期開催のため、議事課の校正作業が完了した日とする。なお、最終校正の段階においては、東見本（紙原稿）の提出を求める。
- (4) 校正回数：概ね 3 回。

## 10 特記事項

- (1) 指定された納入期限を遵守すること。そのため、受注業者においては、次のような対応が求められる。
  - ア 制作部門に統括の担当者を配置すること。また担当者の交代がある場合は速やかに後任の担当者を定め議事課に連絡すること。
  - イ 上記の担当者が不在の場合でも、対応可能な体制をとること。
- (2) 本契約は 1 ページ当たりの契約単価をもって印刷物を納入する契約であり、本仕様書に記載の「7 (1)印刷物及び(2) P D F データ」の納入をもって当該請負業務を完了するものとする。完了後、受注業者はその請負代金を請求できるものとする。
  - ア 表紙・見返し・合紙・奥付は請求金額に含まない。
  - イ 請求金額は偶数ページで行う。(奇数ページで終わっても次ページの請求。)
- (3) ユニバーサルフォント(例：明朝 (A-OTF UD 黎ミン)、ゴシック (FOT-UD 角ゴスモール)) を使用すること。また、印刷標準字体を使用すること。

(4)再委託等の制限

ア 一括再委託の禁止

請負業務の契約金額の1／2を越える業務、請負業務に係る統轄的かつ根幹的な業務（契約の主たる部分）を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

イ 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ウ 再委託の相手方の制限

暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に本業務を委任し、又は請け負わせることはできない。

(5) この仕様書によるもののほか、議事課職員の指示に従うこと。